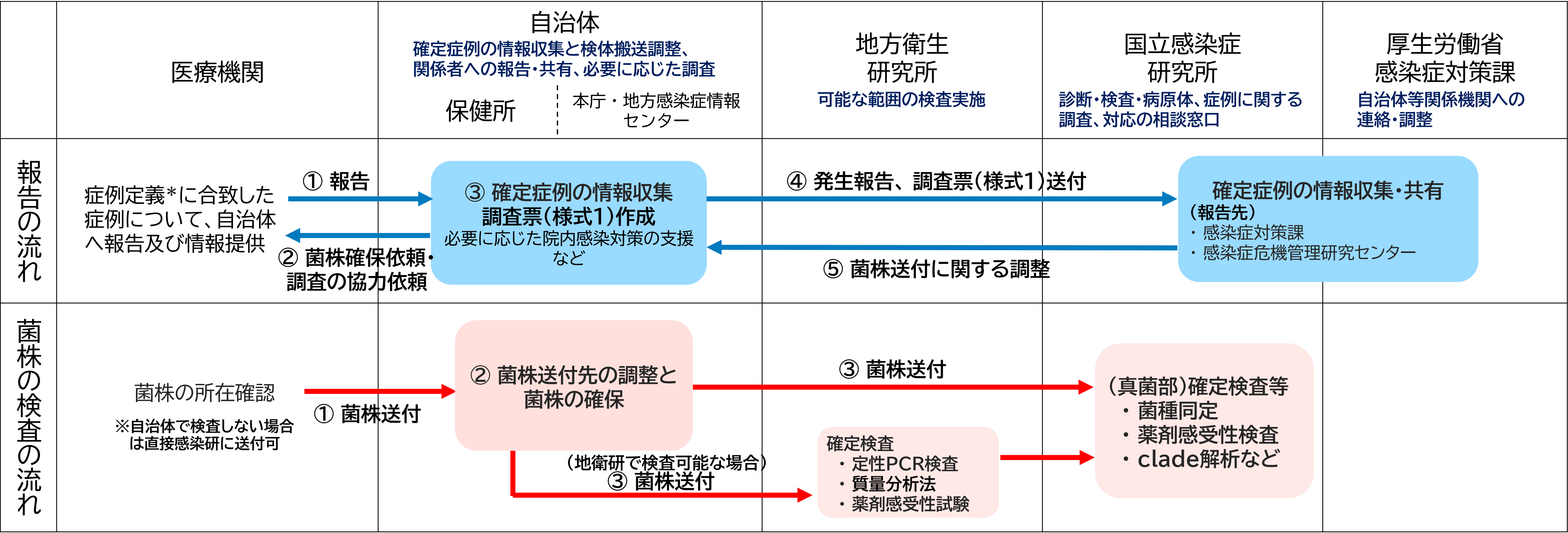


カンジダ・アウリスの報告と菌株の検査の流れ

2025年1月30日作成



*** カンジダ・アウリス感染症の症例定義**

- ① カンジダ・アウリス確定株もしくは疑い株を原因菌とした侵襲性真菌感染症（血流感染症、眼内炎、脳脊髄炎、関節炎、その他の播種性感染症など）
または
- ② 局所感染症（中耳炎・外耳道炎など）を呈する患者で、検体からカンジダ・アウリス確定株が分離・同定された

※ 報告基準については、今後、本真菌に関する国内の知見の集積に伴い、変更される可能性があります。

自治体（保健所 等）の主な業務

- 調査票の内容について、情報収集と報告
※ 分離菌の所在確認
- 分離菌の確保、調整後、感染研へ菌株を送付
※ 地衛研で検査可能な場合は地衛研へ菌株を送付
- 医療機関への結果共有
※ 自治体（保健所・本庁等関係者）内での情報共有
- 必要に応じて疫学調査や院内感染対策支援